

氏名(本籍)	ほのべすすむ 保延 薦(神奈川県)		
学位の種類	博士(法学)		
学位記番号	博甲第4889号		
学位授与年月日	平成21年3月25日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
審査研究科	ビジネス科学研究科		
学位論文題目	収益弁済型民事再生手続における分配基準に関する研究 —中小企業を対象に担保権者の立場から—		
主査	筑波大学教授	Dr. jur.	新井 誠
副査	筑波大学教授	法学士	植草 宏一
副査	筑波大学准教授	法学士	大淵 真喜子
副査	筑波大学准教授	博士(法学)	徳本 穰
副査	青山学院大学教授	博士(法学)	西澤 宗英

論文の内容の要旨

1 論文の目的

本論文は中小企業を対象に担保権者の立場から、収益弁済型民事再生手続における分配基準を再構成しようとするものである。

2 収益弁済型民事再生手続の特徴

収益弁済型民事再生手続は、再生計画の期間が長期であるほど弁済が増加する特徴を有し、また、別除権の被担保債権を弁済する源泉も同じ収益であることから、担保権者への分配が増加すれば無担保債権者への分配が減少する特徴を有する。ゆえに、分配基準を考察することは重要である。

3 他の手続の分配基準

会社法における、会社が清算段階に入った場合の分配基準は、株主への分配は債権者に劣後し、債権者の保護が優先する。破産手続の株主債権者間の分配基準は絶対優先基準であり、株主への分配はない。会社更生手続の株主債権者間の分配基準は、実体法における権利に基づいて優先的な地位が与えられなければならないが、常に絶対優先基準ではないが、清算時における優先順位を考慮しつつ、債権者が株主に相対的に優先される分配を受ける相対的優先基準である。

4 米国連邦倒産法における分配基準

米国連邦倒産法の再生型倒産処理手続である第11章手続は、絶対優先原則が適用される場合が制限され、ある組が法定多数により計画案を受諾しなかったが、なおその計画案について裁判所の許可を得ようとする場合で、その受諾しなかった組よりも劣位する権利者が当該計画案により何がしかの弁済を受領すべきことと定められた場合に限られ、それ以外は清算価値保障原則である。

5 収益弁済型民事再生手続の分配基準

中小企業の収益弁済型民事再生手続における分配基準は、以下の理由から相対的優先基準であり、債権者は株主に相対的に優先して分配を受けるべきである。

(1) 株主の貢献

企業価値の総額は、所有者兼経営者が行う経営判断如何で増減し、この際のコストは分配財源の縮小という形で全利害関係者が負担することとなるため、その鍵を握る所有者兼経営者の貢献度は高く、株主としての地位を維持する必要がある。

(2) 米国連邦倒産法との相違

第11章手続は、組毎に投票数の3分の2の賛成が必要であり、また、組を分けることで今後取引から収益を得られない少数の債権者も強い発言権を持ち、所有者兼経営者は少数の債権者を無視した分配を提示することを防止しているといえる。一方、収益弁済型民事再生手続では、組分けがなされないため、議決権が多い無担保債権を有する担保権者と、今後取引が見込める無担保債権者が賛成すると再生計画は可決される。

(3) 公平誠実義務

所有者兼経営者自身の利益を債権者の利益よりも優先することは、誠実義務に反する。誠実義務は、会社法上取締役などが負う忠実義務と同じものと解され、自己又は第三者の利益と債権者の利益が相反する場合に、自己または第三者の利益を図って債権者の利益を害することは許されない。

(4) 再生債権者の一般の利益

民事再生法31条における「再生債権者の一般の利益に適合すること」とは、再生債務者の再生のために担保権が実行され、再生が困難になることが債権者の一般の利益に反すると考えられることに規定の基礎があると考えられる。担保権を実行せず目的物を再生のために有効利用することによって継続企業価値を生み出し、その結果として債権者への弁済額の増加が見込まれることであるから、「再生債権者の一般の利益に反する」とは、債権者への分配を減少させる行為であり、清算価値保証に反することではない。

6 提言

- (1) 再生債務者は、再生債権者に権利の変更に関する条項など必要的記載事項を開示するのみでなく、再生計画を10年未満とした場合には、民事再生手続で認められる最長である10年間再生計画を継続した場合に可能な弁済、及び所有者兼経営者の利益を優先したわけではない理由を再生計画案において開示すべきである。
- (2) 別除権協定は、処分価値ではなく、継続企業価値を基準に算定すべきである。
- (3) 別除権協定は、再生計画の決議の前に締結し、その内容を再生債権者に開示すべきである。

審 査 の 結 果 の 要 旨

著者は、政府系金融機関において中小企業向け融資を担当してきた金融実務家である。本論文執筆のきっかけは、著者が民事再生手続を申立てた多数の中小企業の経営者あるいは代理人弁護士と交渉していく中で、当該手続において担保権者である金融機関の立場からみると、一般再生債権者が冷遇されている反面、再生債務者が厚遇されていると感じた経験にある。本論文は著者のこのような経験が色濃く反映されている点に特徴がある。また、比較法の対象として米国連邦倒産法を採り上げ、詳しく論じている点も特質すべきである。さらに国内の文献を渉猟して、詳細な脚注を付している点にも言及しておきたい。

本論文は、実務家がその経験に基づいて収益弁済型民事再生手続における分配基準を再構成しようとするものであり、その主張しようとする核心部分は現在の学説・実務とは必ずしも親和的であるとはいえない面もあるが、立論には独自性・新規性が含まれていると認められ、今後の実務に一石を投ずるものとして評価することができる。

他方、本論文には若干の課題も残されている。学説や判例に関する叙述がやや客観性を欠き、最終結論である「提言」はなお法解釈論上の検討を要する等である。これらについては著者の一層の研鑽に期待したい。

論文審査委員会は慎重に審議した結果、実務経験に基づいて本論文をまとめ上げた著者の力量を評価して、総合的判断として本論文は博士（法学）の学位を受けるに相応しい内容を有するものとの合意に達した。よって、著者は博士（法学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。